

平成28年2月26日裁決

## 主文

後記「理由」欄第2の3記載の原処分を取り消す。

## 理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるといことである。

### 第2 再審査請求の経過

1 請求人は、統合失調症(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、障害等級2級の障害基礎年金の支給を受けていた。

2 厚生労働大臣は、国民年金法(以下「国年法」という。)施行規則第36条の4第1項の規定による障害の現状に関する診断書として、請求人から、平成〇年〇月〇日現症に係る同年〇月〇日付診断書の提出を受けたが、さらに、請求人に対して、平成〇年〇月及び平成〇年〇月の各時点の障害の状態がわかる診断書の提出を求め、請求人は、平成〇年〇月〇日現症の診断書及び平成〇年〇月〇日現症の診断書を提出した。

3 厚生労働大臣は、上記2記載の各診断書を診査し、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、再認定時(平成〇年〇月)における当該傷病による障害の状態は、厚生年金保険法施行令別表第1に掲げる3級の程度に該当し、国年法施行令(以下「国年令」という。)別表に掲げる2級の程度に該当しなくなったとして、平成〇年〇月から障害基礎年金の支給を停止する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

4 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。その不服の理由の要旨は、本裁決書添付の別紙記載のとおりである。

## 第3 当審査会の判断

1 障害基礎年金は、受給権者が国年令別表に掲げる程度(障害等級1級又は2級)の障害の状態に該当しなくなったときは、その障害の状態に該当しない間、その支給を停止されることとなっており(国年法第36条第2項本文)、国年法第107条第1項は、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、受給権者に対して、その者の身分関係、障害の状態その他受給権の消滅、年金額の改定若しくは支給の停止に係る事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給権者に質問させることができる旨を、同条第2項は、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、障害基礎年金の受給権者に対して、その指定する医師又は歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の障害の状態を診断させることができる旨を、それぞれ定めている。また、国年法施行規則第36条の4第1項本文は、「障害基礎年金の受給権者であつて、その障害の程度の審査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前1月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を機構に提出しなければならない。」と規定している。

そして、障害基礎年金の受給権者には、これらの規定に基づいた届出や診断書の提出義務があることを前提として、実際の運用としては、厚生労働大臣は、永久認定に係る場合を除き、1年から5年の期間を定めて、次回の診断書の提出年月を指定し(具体的には、受給権者の誕生日の属する月の末日が指定される。以下「指定日」という。)、障害基礎年金の決定通知書にこれを記載することにより、受給権者に通知して、当該指定日までに障害状態確認届の診断書の提出を求め、これに応じて受給権者から提出された診断書を審査し、その障害の状態が変わつ

て、国年令別表に掲げる程度（障害等級1級又は2級）の障害の状態に該当しなくなったときは、当該指定日の翌日から起算して3か月を経過した日の属する月分から障害基礎年金の支給を停止する処分が行われていることが当審査会に顕著である。

- 2 本件記録及び本件手続の全趣旨によれば、第2に記載の各事実が認められるほか、請求人は、平成〇年〇月〇日付で、同年〇月〇日を受給権発生の日として、当該傷病による障害により、障害等級2級の障害基礎年金を支給する旨の処分を受けて、その受給が始まったが、障害状態確認届の診断書の提出については、平成〇年には2年後、平成〇年には3年後、平成〇年には5年後が指定日とされたこと、そして、平成〇年にも次回診断書提出年月は5年後とする旨を通知されたこと、請求人は、これに従って、平成〇年〇月〇日現症に係る同年〇月〇日付診断書を提出したところ、日本年金機構（以下「機構」という。）〇〇年金事務所は、同年〇月〇日付「障害状態確認届のご提出のお願い」と題する書面（以下「お願いと題する書面」という。）を請求人に送付して、平成〇年〇月及び平成〇年〇月の各時点の障害の状態がわかる診断書の提出を求めたこと、同書面には、「ご提出いただいた障害状態確認届の審査におきまして、前回平成〇年時の審査結果を確認しましたところ、本来であれば、平成〇年〇月に障害の状態を確認した上で、審査を行わなければなりませんでした。つきましては、大変お手数をおかけして申し訳ございませんが、今回ご提出いただいております障害状態確認届に加えて、平成〇年〇月及び平成〇年〇月時点の障害の状態がわかる診断書のご提出をお願いいたします。このたびは当所の手違いにより、ご迷惑をお掛けしますことを心よりお詫び申し上げます。」旨記載されていたこと、請求人は、これに応じて、平成〇年〇月〇日現症に係る平成〇年〇月〇日付診断書及び平成〇年〇月

〇日現症に係る平成〇年〇月〇日付診断書を提出し、その結果、平成〇年〇月〇日付で、平成〇年〇月を再認定時とし、同年〇月に遡及して、請求人に対する障害基礎年金の支給を停止する旨の原処分がなされるに至ったこと、そして、請求人は、厚生労働大臣から、支給停止となった同年〇月分以降、障害基礎年金として支給を受けた分の返納を求められていることが認められるのである。

なお、保険者代理人は、審理期日において、平成〇年の審査では、次回の診断書提出年月について、保険者内部では3年後とされていたものが、請求人に対しては5年後と通知されていたものであり、また、平成〇年〇月及び平成〇年〇月の各時点における障害の状態に関する診断書の提出を求めたのは、平成〇年〇月〇日現症に係る同年〇月〇日付診断書によれば、障害の状態が改善していると判断されたため、作業所への通所状況が変わった平成〇年及び平成〇年の障害の状態を確認する必要性が生じたためである旨意見を陳述したが、上記認定に係る事実の経過及びお願いと題する書面の内容等に照らせば、そうではなく、機構〇〇年金事務所は、平成〇年の審査の際に、内部的には次回の診断書提出年月は3年後とされていたにもかかわらず、請求人には5年後と通知してしまった過誤があったため、これを「当所の手違い」と表現して、平成〇年〇月及び平成〇年〇月の障害の状態についての診断書の再提出を求めたものと認めるのが相当である。

- 3 原処分は、上記のような経過のもとで、請求人に対する障害基礎年金の支給を原処分時からおよそ2年間遡って停止するというものである。保険者は、請求人の当該傷病による障害の状態が変わって、障害基礎年金を支給する程度の障害の状態に該当しなくなったことを理由としており、それは、前掲の国年法第36条第2項本文に基づくとするものと考えられる。

しかしながら、原処分のように過去に遡って障害基礎年金の支給を停止するというは、結果として、障害基礎年金の支給という授益的処分を遡して取り消すことに等しいものであり、それが既に支給された年金の返納に結びつくことを考えれば、当該処分の相手方に著しい損害を与えるものであることを考慮しなければならない。

一般的には、保険者は法律による行政の原理に従い、法の規定に反する不適切と思われる処分や状態を是正し、法の規定に適った状態にすべき義務を負うものと解される。しかしながら、不適切と思われる処分がなされ、その状態が続いていることについて、被保険者の側に責に帰すべき事由がなく、一方、保険者の側には注意義務違反やこれに準ずるような帰責事由があり、当該処分により形成された法的状態の安定性、当該処分の相手方の信頼保護等の法益と、不適切な処分や状態を維持することの公益上の不利益とを比較考量して、前者が後者を大きく上回るような場合には、社会保険行政にも適用される信義則の法理から、保険者による是正の措置が例外的に制限される場合がないわけではない。

このような観点から考えるに、本件では、請求人は、平成〇年の再認定時に、平成〇年と同様に、次回の診断書提出年月は5年後との通知を受け、これを信じて、平成〇年〇月に障害状態確認届の診断書を提出したものであって、請求人には何らの落ち度も認められず、障害基礎年金の支給を継続して受けられるとの信頼のもとに、平成〇年〇月以降もその支給を受けていたものである。これに対し、平成〇年の再認定時に、次回の診断書提出年月は3年後とすべきであったのに、これを5年後と請求人に通知したのは保険者側の一方的な過誤によるものというべきであり、それにもかかわらず、請求人に対し、平成〇年〇月及び平成〇年〇月における障害の状態についての診断書の提出を求めたり、平成〇年〇月〇日現

症の診断書で障害の状態が改善していると認められたために、その前々年及び前年の診断書の提出を求めるに至ったとするなど、自らの誤りを糊塗しようとする保険者の対応は、極めて遺憾といわざるを得ない。

そして、障害の状態が変わったことを理由とする障害基礎年金の支給停止は、前述した、指定日の翌日から起算して3か月を経過した日の属する月分から行うとする運用からすれば、本件の原処分はこのような運用にも明らかに反するものと認められ、すでに経過した過去の日をもって遡って指定日とすることもまた考えられない。さらに、何よりも、本件のような支給停止が一般的になされたとすれば、受給権者は、障害基礎年金の支給を受けても、将来、遡って支給停止となり、その返納を求められることがあり得ることを慮って、極めて不安定な状態に置かれることとなり、障害年金制度の趣旨やその在り方にも関わる重大な影響が生じるおそれが存するとも考えられるのである。

以上によれば、上記の各診断書から認められる請求人の当該傷病による障害の状態について検討するまでもなく、平成〇年〇月を再認定時として、同年〇月から請求人に対する障害基礎年金の支給を停止とした原処分は、行政実務の分野においても適用されると解される信義則の法理に照らして、到底是認することはできないといわざるを得ない。

本件において、保険者は、自らの過誤を取り繕うために体裁を整えることを優先し、その結果請求人に及ぼすであろう影響や、その心情に思いを致すことなく原処分を行い、しかも、請求人から不服が申し立てられた後も、これを改めなかったものであって、厳しく非難されなければならないと考える。

4 よって、原処分は相当でないので、これを取り消すこととし、主文のとおり裁決する。